初診時選定療養費に関するお知らせ

○初診時選定療養費とは

病院と診療所の役割分担を図るため、国が定めた制度です。 他の保健医療機関等からの紹介状を持たず、200 床以上の病院を初診で受診した場合、 初診料の他に選定療養費の徴収が義務付けられています。

○当院の初診時選定療養費について

愛媛県から紹介受診重点医療機関として公表されたことにより、療養担当規則に基づき 初診時選定療養費を下記のとおり変更します。

令和6年3月31日まで 2,750円 (税込)

令和6年4月1日以降 7,700円(税込)

○初診時選定療養費の負担が発生しない場合

以下の場合、初診時選定療養費の負担はありません。

- ・紹介状を持参された場合
- ・国の公費負担医療の受給対象者の場合
- ・社会福祉法第2条第3項第9号に規定する対象者の場合(生活保護受給者)
- ・救急車での来院等、緊急を要する場合 等

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。 ご不明な点など、ございましたら、会計窓口まで、お声がけください。

独立行政法人国立病院機構 愛媛医療センター